

## 保育士宿舎借上補助事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この補助金は、保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、「埼玉県保育士宿舎借上補助事業実施要綱」に定める事業とする。

### (交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 財政力指数が1.0を超える市町村

ア 別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該額に4分の3を乗じる。

ただし、平成29年度末時点に本事業の補助を受けていた者について、同一事業所において、本事業の補助を引き続き受ける場合は、(2)アの算出方法によるものとする。

イ アにより選定された額に補助率を乗じて得た額。

(2) (1)以外の市町村

ア 別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に補助率を乗じて得た額。

### (交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第5号により速やかに、知事に報告しなければならない。
- また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。
- (8) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第6号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 市町村が（1）から（8）より付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (10) 市町村が事業者に対して、この補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (1)～(7)までに掲げる条件。ただし、(1)～(5)まで及び(7)中「知事」とあるのは「市町村長」と、(5)及び(7)中「県」とあるのは「市町村」と、(4)の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(11) (10)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(12) 事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(13) 事業者が(10)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、別紙様式第1号によるものとし、その提出期限は、毎年度別に定める。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、別紙様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払)

第8条 この補助金は、概算払をすることができる。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた市町村は、知事の要求があつたときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、別紙様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後(第4条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後)速やかに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(確定通知)

第12条 規則第14条の確定通知書の様式は、別紙様式第4号のとおりとする。

(その他)

第13条 特別の事情により、第3条、第5条、第6条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

## 別 表

基 準 額	対象経費	補助率
1人当たり月額	保育士宿舎借上補助事業 を実施するために必要な 役務費、委託料、使用 料、賃借料等	当該年度に開設した保育所 県1/4 (市町村・事業者1/8)
さいたま市 72,000円		
川越市 61,000円		
熊谷市 54,000円		
川口市 75,000円		当該年度の前年度以前に開設 した保育所 県1/8 (市町村・事業者3/16)
行田市 49,000円		
秩父市 41,000円		
所沢市 67,000円		
飯能市 57,000円		
加須市 48,000円		
本庄市 47,000円		
東松山市 53,000円		
春日部市 59,000円		
狭山市 58,000円		
羽生市 53,000円		
鴻巣市 54,000円		
深谷市 54,000円		
上尾市 60,000円		
草加市 65,000円		
越谷市 69,000円		
蕨市 75,000円		
戸田市 79,000円		
入間市 60,000円		
朝霞市 76,000円		
志木市 73,000円		
和光市 79,000円		
新座市 70,000円		
桶川市 66,000円		
久喜市 53,000円		
北本市 54,000円		
八潮市 69,000円		
富士見市 72,000円		
三郷市 65,000円		
蓮田市 65,000円		
坂戸市 54,000円		
幸手市 47,000円		
鶴ヶ島市 61,000円		
日高市 51,000円		
吉川市 65,000円		

ふじみ野市	68,000円		
白岡市	70,000円		
伊奈町	61,000円		
三芳町	59,000円		
毛呂山町	46,000円		
滑川町	60,000円		
嵐山町	51,000円		
小川町	49,000円		
川島町	48,000円		
吉見町	62,000円		
上里町	47,000円		
寄居町	49,000円		
宮代町	51,000円		
杉戸町	52,000円		
松伏町	56,000円		

※1

令和元年度から引き続き令和4年度において本事業の対象者であって、令和5年度も引き続き本事業の対象となった者が、引き続き同じ宿舎に入居している場合には、以下の額を適用できる。

1人当たり月額 82,000円

※2

掲載されていない町村については、以下の額とする。

1人当たり月額 66,000円